

令和8－9年度大阪府地盤沈下・地下水位観測調査業務  
の委託契約に係る仕様書

令和8年6月

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課

## 第1 業務の概要

本委託業務は地盤沈下の監視のため、本府が設置している15箇所の地盤沈下観測所(別紙1)の観測井(別紙2)に設置された地下水位計及び地盤沈下計によって計測された地下水位及び地盤沈下量のデータを収集するとともに、別途発注している令和8年1月から7月の観測結果もあわせて、令和8年の1年間の地下水位等のデータを整理して報告する。

## 第2 履行期間

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

## 第3 準拠する法令等

受注者は、本仕様書に定める事項のほか、以下の関係法令等の内容を熟知した上で本業務を行うこと。

- (1) 環境基本法(平成5年11月19日、法律第91号)のうち、本業務に関する部分
- (2) 地盤沈下監視ガイドライン(平成17年6月29日 環境省環境管理局水環境部長通知)
- (3) その他関係法令等

## 第4 業務で使用する資料

本業務の実施にあたり、本府は以下に示す資料を受注者に貸与する。

資料等の名称※1	単位	数量
(1) 令和7—8年度大阪府地盤沈下・地下水位観測調査業務委託成果品	式	1

※1：資料等の貸与場所及び返却場所は、事業所指導課執務室とする。

## 第5 業務内容

- 1 本業務を実施するにあたって  
業務実施にあたり、本府の意図する目的を十分理解し作業を進めること。  
また、受注者は、委託契約書及び本委託仕様書に基づいて本府と密接に連絡をとり、忠実にかつ誠意をもって本委託業務を進め、契約期間内に完了させること。  
本業務の実施にあたっては、計測器の取り扱い、データ整理等に精通している業務管理責任者を定めること。  
また、巡回点検業務には業務管理責任者が常に同行し、必要な助言を与え業務全体を指揮すること。
- 2 業務実施計画書の作成について  
契約締結後14日以内に本仕様書及び別紙1～3に基づき業務実施計画書を作成し、大

阪府に提出し、その承諾を得ること。

### 3 観測所の巡回について

#### (1) 巡回する観測所について

観測所の巡回は、別紙 1 に記載した 15 観測所について行うこと。

学校や民間事業所及び市所管の施設内に立ち入ることから、原則午前 9 時から午後 5 時まで実施すること。

#### (2) 巡回簿について

1 観測所ごとに受注者が巡回簿(任意様式)を作成・管理し、月次納品時(「第 6 納品」参照)に提出すること。

#### (3) 巡回の回数等について

巡回は、月 1 回実施するものとする。各観測所の点検整備に十分な時間が確保できるよう、1 日あたりの巡回箇所は概ね全観測所の半数とする。

#### (4) 観測所の維持管理について

巡回時に建物の壁面や天窓等に異常がないか点検し、異常を発見したときは、遅滞なく本府に連絡し指示に従うこと。

#### (5) 受注者(下請業者等全ての業者を含む。)は本業務に関して、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく車種規制の適合車の使用に努めること。

### 4 観測及び記録について

本府が指定する観測所における観測機器 36 基(地盤沈下計 15 基、水位計 21 基)のうち、26 基(地盤沈下計 8 基、水位計 18 基)はデジタル計器で、10 基(地盤沈下計 7 基、水位計 3 基)はアナログ計器である。

#### (1) 観測方法について

デジタル計器については小数点第 3 位まで読み取り、アナログ計器については記録紙の目盛以下 1 位まで読み取り、その結果を原簿(任意様式)に記入すること。なお、記録紙及び原簿の保管方法については、本府と十分協議すること。

#### (2) 零点の調整について

水位観測の零点の調整は、スチールテープにより地下水位を測定して行うこと。なお、使用するスチールテープは JIS 規格に合格したものとする。

沈下観測の零点の調整は、ダイヤルゲージと自記記録計を相互に調整すること。

#### (3) 自記記録について

データとして取りまとめる地盤沈下量は、自記記録計の午前 2 時から翌日午前 2 時までの 24 時間の沈下量値とすること。

また、地下水位は午前 0 時から翌日午前 0 時までのうち最高値及び最低値の平均値とすること。

#### (4) 自記記録計の調整等について

自記記録に狂いが生じたり、欠測がないように必要に応じ、自記記録計の調整をすること。

特に、アナログ計器については、フロート位置の調整や巻取り式の記録式用紙のセッティング等の微調整を的確に行い、履行期間満了直後に記録紙切れが起こらないようにすること。

自記記録計の「ほこり」等の点検を十分にすること。

観測機器に異常又は自記記録計が故障した場合は、速やかに本府に連絡するとともに、府と協議の上、早急にその対策（部品交換を伴わない軽微な修理程度）を講じデータの欠測を最小限に止めるよう万全を期すこと。

(5) 異常値等について

水位データ等の目視により異常データが判明した時、又は本府が必要と認めたときは、速やかに報告すること。

5 気象データの収集・整理について

受注者は、降水量、降水日数のデータについて、契約期間中におけるアメダスデータ等を利用し収集・整理すること（収集・整理の対象とする気象データは、令和8年8月1日～令和9年6月30日分とする）。

また、本府がその他の気象データを必要とする場合は、受注者は本府の指定する気象データを提出すること。

6 報告書の作成について

(1) 月報の作成について

前月(毎月1日から末日)の観測結果及び当月の巡回簿をとりまとめた月次報告書を毎月作成し、本府に提出し確認を受けること（月報のとりまとめ対象とする観測結果は、令和8年8月1日～令和9年6月30日分とする）。

(2) 年報の作成について

1年間(令和8年1月1日から令和8年12月31日まで)の観測結果を取りまとめた年報を作成すること。

年報については、月報と本府から貸与する別途発注している1月から7月分の観測結果を含めてとりまとめること。

また、本府と協議の上、月ごと及び1年間の観測結果を表示した図を作成するとともに、地下水位及び地盤沈下量の変動の傾向等を整理した結果を記載すること（なお、月ごとの地下水位及び地盤沈下量の変動の傾向等を整理する対象の観測データは、令和8年8月1日～令和9年6月30日分とする。）。

(3) その他

異常な観測データが確認された場合は、気象データ等を活用しその原因究明に努め、考えられる原因について考察を取りまとめ、月報及び年報に記載すること。

7 水位計の設置について

本府の指定する観測所の既存水位計2基を撤去して新たな水位計を設置し、正常に動作、データの収集ができるよう設定すること。

設置する水位計は、応用地質株式会社製の水位測定機 S&DL 水位計（普及型 MODEL-4677）と同等品とする。（別紙3参照）

設置にあたっては事前に本府の承諾を得ること。

設置等の作業にあたっては、十分に安全対策を行い事故の発生を防止すること。  
設置位置については、現地既存井戸の水位変動を確認し、最低水位になっても観測できる深度とすること。

## 第6 納品

本業務の成果品は次のとおりとする。

最終納品の際は全ての成果品を取りまとめ、令和9年7月31日までに納品すること。  
受注者はこれに先立ち、その内容及び体裁について本府の承諾を得ること。

(1)業務完了報告書	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本的に MicrosoftWord 形式や Excel 形式等の電子データにて納品すること。電子データは、電子媒体(CD-ROM 若しくは DVD-R 等)に格納し、最終納品時には、正副各1部ずつ納品すること。</li><li>・別途A4版若しくはA3版に印刷し、チューブファイル等に綴じた上で報告書を2部提出すること。 なお、チューブファイルの背表紙には、年度、委託事業名及び委託事業者名を明記すること。</li><li>・納品の際には、一覧を作成して同時に提出すること。</li><li>・観測結果を記録された記録紙については、Excel 形式にとりまとめ、月報として印刷のうえ提出することとし、電子媒体及び記録紙の原本を納品すること。</li></ul>
(2)月次報告書(月報、巡回簿)	
(3)年報	
(4)水位計設置概要書 (水位計の仕様、設置作業などを取りまとめたもの)	
(5)打合せの議事録	
(6)気象データ等、本業務を行う上で使用・作成したデータ等	
(7)その他、契約書で指定した書類等	

## 第7 その他

- (1) 成果品はすべて本府の所有とし、本府の許可なく他に利用又は貸与等を行ってはならない。
- (2) 本委託業務の進め方については、本府と十分協議すること。
- (3) 本委託業務の遂行にあたり、疑義が生じたときは、その都度、本府と協議すること。
- (4) 貸与資料以外で本業務に必要な機器及び作業場所については、受注者が用意すること。
- (5) 業務に関する技術的・事務的な事項について責任を持って管理し、本府との連絡調整を行う業務管理責任者を定め、契約締結後速やかに本府へ届け出ること。
- (6) 測定所の巡回等の現地作業の実施にあたっては通行人や近隣住民等の安全に配慮し、迷惑をかけることのないよう特に注意すること。現地等において受注者が他者の物品を破損する等、他者への迷惑行為が発生した場合は、速やかに本府へ連絡すること。また、その補償については受注者が誠実に対応し、補償に係る費用等は受注者が負担すること。
- (7) 本業務を行う上で本府から実施状況等について問い合わせることがある。問合せの内容に応じて口頭又は書面で回答すること。また、問合せ及び打合せの内容について、その都度受注者が議事録を作成し、その内容について本府・受注者で内容を確認する

こと。

- (8) 本仕様書に明記されていない細部の事項については、本府の指示に従うこと。
- (9) 報告書等の作成については原則両面印刷とし、大阪府グリーン調達方針を遵守すること。  
(<https://www.pref.osaka.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>)
- (10) 貸与資料等については、本業務遂行後速やかに返却し、転用しないこと。

大阪府地盤沈下・地下水位観測所一覧表

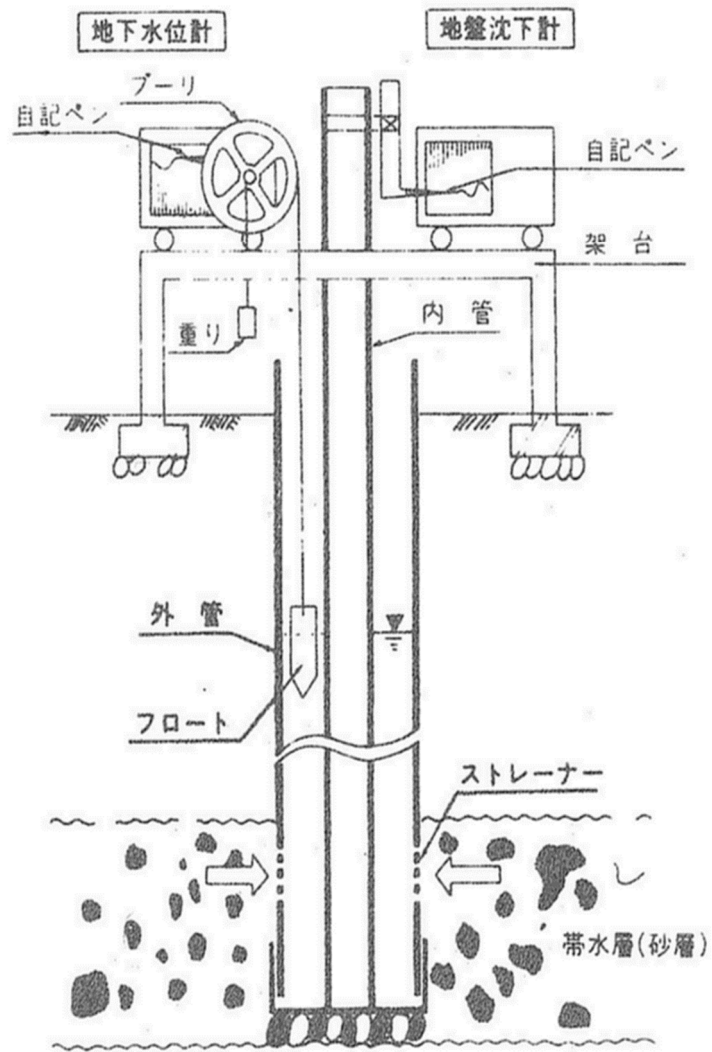
(別紙1)

令和8-9年度 観測実施箇所

	観測所名	所在地	深度 (m)	ストレーナー位置		一重管 二重管 の区別	観測 種別	沈下計		水位計	
				上限(m)	下限(m)			形式	倍率	形式	縮率
北 摂	豊中	豊中市庄内幸町4-29-1 豊中市庄内コラボセンター内	46.8	24.7	46.8	◎	W			S&DL 普及型 MODEL- 4677	
	吹田	吹田市中の島町3-51 吹田市立第3中学校内	68.0	19.1	32.9	◎	S・W	K-031	20	S&DL 普及型 MODEL- 4677	
	吹田第2	吹田市川岸町20番1号 吹田市化学処理場内	150.0	82.5	139.0	○	W			S&DL 普及型 MODEL- 4677	
	高槻	高槻市西冠3-47-1 高槻市大冠浄水場内	143.5	111.0	143.5	○	W			S&DL 普及型 MODEL- 4677	
東 大 阪	庭窪第1	1 守口市淀江町1	50.0	34.0	49.5	◎	S・W	GTR-04G		S&DL 普及型 MODEL- 4677	
			2	100.0	60.0	85.0	◎	S・W	GTR-04G		W-761
		3	250.0	208.0	238.5	◎	S・W	GTR-04G		S&DL 普及型 MODEL- 4677	
	南郷	大東市太子田1-12-38 大東市立南郷小学校内	50.0	37.7	50.0	◎	S・W	K-031	20	S&DL 普及型 MODEL- 46771	
	長瀬	東大阪市大蓮東2-12-8 東大阪市立長瀬東小学校内	150.0	129.8	140.0	◎	S・W	KADEC R-MZU		S&DL 普及型 MODEL- 4677	
	鴻池	1 東大阪市南鴻池1-3-18	100.0	92.0	97.0	○	W			S&DL 普及型 MODEL- 4677	
			2 東大阪市立成和小学校内	200.0	170.0	191.0	○	W			W-761
八尾	八尾市高町7地先 長瀬川左岸	80.0	56.0	80.0	○	W			S&DL 普及型 MODEL- 4677		
堺	堺A	1 堺市大浜西町18-1	50.0	27.7	49.5	◎	S・W	KADEC R-MZU		S&DL 普及型 MODEL- 4677	
			2	155.5	63.4	139.6	◎	S・W	KADEC R-MZU		S&DL 普及型 MODEL- 4677
		3 大浜公園内	250.0	173.9	229.5	◎	S・W	KADEC R-MZU		S&DL 普及型 MODEL- 4677	
泉 州	岸和田第2	岸和田市春木大國町8-20 岸和田市天の川下水ポンプ場内	150.0	128.0	134.0	◎	S・W	K-031	20	S&DL 普及型 MODEL- 4677	
	岸和田第3	岸和田市磯上町3-4-1 岸和田市磯上下水処理場内	300.0	261.0	288.0	◎	S・W	K-031	20	S&DL 普及型 MODEL- 4677	
	貝塚	1 貝塚市半田479	140.0	126.5	132.0	◎	S・W	K-031	20	S&DL 普及型 MODEL- 4677	
			2 岸和田貝塚清掃工場跡地内	202.0	190.5	194.5	◎	S・W	KADEC R-MZU		S&DL 普及型 MODEL- 4677
	泉佐野	泉佐野市住吉町9-6 大阪府佐野漁港管理事務所内	156.0	133.0	145.6	◎	S・W	K-031	20	W-761	1/5
泉南	泉南市樽井4-29-1 泉南市立樽井小学校内	200.0	154.0	172.0	○	S・W 共用	K-031	20	S&DL 普及型 MODEL- 4677		

(注) ・観測所15箇所、観測井21本のうち地盤沈下15本、地下水位21本。  
 ・管の種別は、○が一重管で水位、◎が二重管で水位と沈下を示す。(豊中観測所は、◎の二重管で水位のみ)  
 ・Sは沈下計を示し、Wは水位計を示している。

### 観測井構造概略図(二重管)



## 水位計仕様

測定範囲	GL-0m～10mの範囲で測定できること(ケーブル長 20mとする)
測定精度	±0.1 %FS またはこれと同等以上であること
温度特性	0.04 %FS/°C以下 又はこれと同等以上であること
A/D 分解能	24 ビット またはこれと同等以上であること
測定間隔	1分～10日(1分単位で設定可能) 又はこれと同等以上の頻度であること
メモリ容量	512KB 以上であること
インターフェース	データを抜き取るためのインターフェースを備えていること
動作電圧範囲	長期使用による電圧低下でも支障がないこと
使用可能電池	単1型アルカリ電池(1.5V)の使用が使用できること
消費電流	低消費電力で長期観測ができること
動作温度範囲	プローブ部 : 0～50°C(凍結を除く)の範囲で使用が可能であること
	電池部 : -30～60°Cの範囲で使用が可能であること
プローブ部分の寸法	内径 40mmの管でも容易に設置できること